

利用料について

愛 楽 園

対象収入による階層区分 (収入)		サービスの提供に 要する費用徴収額	生活費	居住に要する 費用	合計徴収額 (月額)
1	1,500,000 以下	10,000	43,700	13,800	67,500
2	1,600,000 以下	13,000	43,700	13,800	70,500
3	1,700,000 以下	16,000	43,700	13,800	73,500
4	1,800,000 以下	19,000	43,700	13,800	76,500
5	1,900,000 以下	22,000	43,700	13,800	79,500
6	2,000,000 以下	25,000	43,700	13,800	82,500
7	2,100,000 以下	30,000	43,700	13,800	87,500
8	2,200,000 以下	35,000	43,700	13,800	92,500
9	2,300,000 以下	40,000	43,700	13,800	97,500
10	2,400,000 以下	45,000	43,700	13,800	102,500
11	2,500,000 以下	50,000	43,700	13,800	107,500
12	2,600,000 以下	57,000	43,700	13,800	114,500
13	2,700,000 以下	64,000	43,700	13,800	121,500
14	2,800,000 以下	68,154	43,700	13,800	125,654
15	2,900,000 以下	68,154	43,700	13,800	125,654
16	3,000,000 以下	68,154	43,700	13,800	125,654
17	3,100,000 以下	68,154	43,700	13,800	125,654
18	3,100,001 以上	68,154	43,700	13,800	125,654

注1) この表における対象収入とは、前年の収入（社会通念上収入として認定する事が適当でないものを除く）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

注2) 本人からのサービスの提供に要する費用徴収額（月額）は、上記表より求めた額とする。
ただし、当該施設におけるサービスの提供に要する費用（月額）を超える時は、当該施設のサービスの提供に要する費用（月額）を本人からのサービスの提供に要する費用徴収額（月額）とする。

注3) 夫婦で入所する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合算額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からのサービスの提供に要する費用徴収額（月額）とする。この場合100円未満は切り捨てとする。

注4) 地区別冬期加算額（11月～翌年3月）は、1ヶ月（1人あたり）2,240円徴収するものとする。

注5) 電気料 基本料金 @ 1,700円+使用分
合計徴収額の外に、電話料 基本料金 @ 350円+使用分 } が加算されます。
水道料 一律 1,200円

注6) その他

- ・空調設備費（4～10月） 1ヶ月 2,240円
- ・親睦会費 1ヶ月 100円
- ・クラブ参加費等

